

## えにわマルシェ実行委員会会則

### (目的)

第1条 「市民のためのつながるマルシェ」をコンセプトに、様々なつながりを活かして、市民や各団体が垣根を越えて協力し、多くの人々が楽しく、幸せになる恵庭らしいマルシェを開催する。それにより、まちの活性化を図り、市内経済の振興、恵庭の知名度向上に資することを目指します。

### (名称)

第2条 本会は、えにわマルシェ実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務・事業)

第3条 本会で掌理する事業は、「えにわマルシェ」開催に関わる事業とし、次の事務を行う。

- (1) マルシェの各種事業の開催に係る全体の企画・運営調整に関する事項
- (2) 新規店舗登録の審査
- (3) その他事業実施に必要と認めた事項

### (組織)

第4条 本会を組織する委員は、第1条の目的を理解し行動することができ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会の目的達成に必要な市民団体の構成員及び市民
- (2) えにわマルシェの登録者のうち、本会への参加を希望する者
- (3) その他委員長が認める者

### (役員)

第5条 本会は、次の役員をおき、委員長1名、副委員長1名以上、監事1名以上で組織する。

### (役員を選出)

第6条 委員長及びその他の役員は、委員の互選とする。

- 2 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員が、都合により退任する場合、役員互選により、後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 委員長は、役員を代表して会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議の種類)

第8条 本会に係る会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第9条 総会は、第4条第1号に掲げる全ての構成員に対し、役員会で重要と認められた事項の報告すべき場とする。

- 2 総会の附議事項は次のとおりとする。
  - (1) 会則の変更に関する事。
  - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関する事。
  - (3) 役員会において委任された事。
  - (4) 部会へ付託する事項に関する事。
  - (5) その他事業実施に必要と認める事。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。この場合において、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(役員会)

第10条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第5条の役員をもって構成し、必要に応じ委員長が招集する。
- 3 役員会において決議すべき事項は、総会提出議案、その他業務推進に必要と委員長が認めた事項とする。
- 4 役員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第11条 本会に部会を置く。

- 2 委員等は、次の各号のいずれかの部会に所属するものとする。この場合において、委員等は、複数の部会に所属することができる。
  - (1) 企画・会場部会
  - (2) 手作り部会
  - (3) 飲食部会
- 3 部会は、次に掲げる事項について協議をするものとする。

- (1) 事業の実施に関し本会より委任された事項
  - (2) 事業を実施するに当たり必要な事項
  - (3) その他当該部会に関する事項
- 4 部会は、第4条第2号に掲げる委員等で構成し、部会長1名、副部会長1名以上、その他部員数名をもって組織する。
  - 5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
  - 6 部会長は、本会の副委員長をもって充てる。
  - 7 部会長は、部会の審議に係る経過及び結果を本会に報告する。
  - 8 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に参画させることができる。
  - 9 本会は、必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務及び会計を処理するため事務局を設け、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

(会計年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

(その他)

第15条 この会則にない事項については、本会においてその都度協議し決定する。

附則

- 1 この会則は、平成23年6月16日から施行する。
- 2 平成23年9月15日一部改正
- 3 平成25年4月1日一部改正
- 4 平成26年4月1日一部改正
- 5 平成27年4月1日一部改正
- 6 平成28年4月1日一部改正
- 7 令和02年4月1日一部改正
- 8 令和02年4月15日一部改正
- 9 令和04年4月20日一部改正